

令和6年度南近畿土地改良調査管理事務所
事務所敷地内フェンス改修工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第 1 章 総則	令和 6 年度南近畿土地改良調査管理事務所 事務所敷地内フェンス改修工事の施工に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」に基づいて実施する。 また、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第 2 章 工事内容		
1. 目的	本工事は、近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所敷地内のフェンスが経年劣化等により一部破損しているため、これを改修するものである。	
2. 工事場所	奈良県吉野郡大淀町下湊 3 8 8 - 1	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 既存フェンス撤去工事 一式 既存フェンス基礎撤去工事 一式 仮囲い工事 一式 新設フェンス基礎工事 一式 新設フェンス設置工事 一式 廃材処分 一式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
第 3 章 施工条件		
1. 施工条件	実施にあたっては、南近畿土地改良調査管理事務所の職員の執務等及び近隣住民等の生活に支障を及ぼさないよう実施するものとし、詳細は監督職員と協議するものとする。	
2. 作業日時の制限	（１）施工日は、原則、休日等を除く開庁日とする。 （２）施工時間は、8 時 30 分から 17 時 15 分までの開庁時間とする。 （３）気象条件により作業を中止する場合がある。	
3. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、土曜日、日曜日、祝日、年末年始を見込んでいる。	

項 目	内 容	備 考
第 4 章 現場条件 1. 第三者に対する措置 2. 交通対策 3. 安全衛生管理 4. 廃棄物の処理	既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。 工事施工、資材搬入等で使用が予想される県道及び市道等の使用に当たっては、一般交通等の通行に支障を来さぬよう留意するとともに、当該道路の維持管理は受注者の責任において処理しなければならない。 (1) 受注者は工事中における全ての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規制、標示、現場立入りの規制等を設け工事関係者に周知徹底するものとする。 (2) 上記の安全作業のため必要な施設を設置し保安、防災、衛生に万全を期するものとする。 本工事により生じた産業廃棄物は、関連法令等に基づき適正に処理するものとする。	
第 5 章 工事用材料 1. 工事用材料 2. 監督職員の検査又は試験	この工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次に示すとおりである。 (1) 目隠しフェンス：J F E E K－3 型（同等品以上） また、本工事に使用する工事材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 1 に示す工事材料は、原則として使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。	
第 6 章 工事用電力、水道光熱費	本工事に使用する電力設備及び電気料金及び水道光熱費は、受注者の責任において準備するものとする。	
第 7 章 施工 1. 一般事項	(1) 検測及び確認 1) 本工事の作業段階に応じて行うものとする。 2) 検測又は確認の方法は原則立会とするが、事前に写真によることを監督職員が承認した場合はこの限りではない。 (2) 設計図書等の充足 本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上、当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足する。	

項 目	内 容	備 考
2. 既存フェンス撤去工事	(A～D区間) 既存フェンス及び柱を撤去すること。	
3. 既存フェンス基礎撤去工事	(D区間) 既存基礎を撤去すること。	
4. 仮囲い工事	(A～D区間) 既存フェンスを撤去後新設フェンス設置までの間、危険防止等のため、仮囲いを行うこと。なお、保安灯等により、夜間でも視認できるようにすること。	
5. 新設フェンス基礎工事	(A・C区間) 既存擁壁の天端にコア抜き作業を行い、新設フェンスの基礎を設置すること。 (B区間) 高さ 50cm 程度のコンクリート立上り基礎を設置すること。 (D区間) つば基礎を埋設し、新設フェンスの基礎を設置すること。なお、基礎周辺の整地等も含むものとする。	
6. 新設フェンス設置工事	(A～D区間) 新設フェンスを設置すること。なお、既存フェンスの取合い現場加工も含むものとする。	
7. 廃材処分	本工事により生じた廃棄物を、関連法令等に基づき適正に処理するものとする。	
第 8 章 施工管理		
1. 工事従事者	工事に従事する要員は、十分な経験と技能を有する技術者を配置すること。	
2. 施工管理	この工事の施工管理にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び受注者の基準によるものとする。ただし、受注者の基準による場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。	
第 9 章 条件変更の補足説明	この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が契約図書と異なる場合、又は契約図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりとする。 (1) 第三者との協議によるもの (2) 契約図書に示す数量に変更があった場合 (3) 工期の変更が生じた場合	

項 目	内 容	備 考
第 10 章 提出書類 1. 施工計画書 2. 工事完成図書 第 11 章 その他 1. 履行期限 2. 定めのない事項	(4) その他 現場条件に著しい相違があった場合 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 受注者は工事完成時に工事完成図書として、工事関係書類、施工写真等の電子データ 1 部 (CD-R 等) を提出しなければならない。 令和 7 年 3 月 2 6 日までとする。 この仕様書に定めのない事項、又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	